

法令および定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第56期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

パナホーム株式会社

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.panahome.jp/company/ir/>)に掲載することにより株主の皆様提供しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 16社

主要な連結子会社 株式会社パナホーム北九州、株式会社パナホーム多摩、株式会社パナホーム和歌山、埼玉西パナホーム株式会社、神奈川西パナホーム株式会社、株式会社パナホーム東海、株式会社パナホーム滋賀、パナホーム不動産株式会社、株式会社ナテックス、PANAHOME MALAYSIA SDN.BHD.、台湾松下營造股份有限公司、台湾松下居家内装股份有限公司

子会社16社のすべてを連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において持分法適用関連会社であった神奈川西パナホーム株式会社は株式の追加取得により連結子会社となり、また、当連結会計年度において新たに設立したPANAHOME MALAYSIA SDN.BHD.を連結の範囲に含めたため、連結子会社の数が2社増加いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 13社

主要な持分法適用関連会社 株式会社パナホーム愛岐、株式会社パナホーム北関東、株式会社パナホーム兵庫、株式会社パナホーム静岡、京都パナホーム株式会社、株式会社松栄パナホーム熊本

関連会社14社のうち、13社に対する投資について持分法を適用しております。

なお、前連結会計年度において持分法適用関連会社であった神奈川西パナホーム株式会社は株式の追加取得により連結子会社となったため、持分法適用関連会社の数が1社減少いたしました。

また、持分法を適用していない関連会社（入江工営株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち有限会社ナーシングホーム・ファンディング・ワン、有限会社ナーシングホーム・ファンディング・ツー及び有限会社ナーシングホーム・ファンディング・スリーの決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価の方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価の方法

未成工事支出金、販売用不動産……………個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

製品、仕掛品、原材料、貯蔵品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）……………定額法

② 無形固定資産（リース資産除く）……………定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 重要な引当金の計上の方法

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

引渡後の建築物及び住宅システム部材の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、保証責任が伴う完成工事高、不動産事業売上高の建物部分及び住宅システム部材売上高に過去の実績率を乗じた額と特定の物件について補償費用の個別見積額を計上しております。

④ 売上割戻引当金

連結決算期末日までの住宅システム部材売上高に対応する売上割戻金の翌連結会計年度の支出に備えるため、対象期間の住宅システム部材売上高に対して売上割戻し実績率を乗じた額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年～19年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 収益及び費用の計上の方法

完成工事高及び完成工事原価

工期のごく短いもの等については工事完成基準を適用し、その他の工事で当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産
長期貸付金 2,007百万円
担保に係る債務
長期借入金 1,074百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 52,164百万円
3. パナホーム購入者のための
住宅ローン及びつなぎローンの保証債務 12,555百万円
4. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年法律第24号)に基づき、平成12年3月31日に事業用土地の再評価を行いました。再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、再評価額の帳簿価額の合計額に比べて5,454百万円下回っております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	168,563	—	—	168,563

自己株式

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	542	21	5	559

(注) 1.普通株式の自己株式の株式数の増加21千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2.普通株式の自己株式の株式数の減少5千株は、単元未満株式の買増請求等による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年4月26日 取締役会	普通株式	1,260	7.5	平成24年3月31日	平成24年5月29日
平成24年10月26日 取締役会	普通株式	1,260	7.5	平成24年9月30日	平成24年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年4月25日 取締役会	普通 株式	1,260	利益 剰余金	7.5	平成25年3月31日	平成25年5月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの運用方針については、安全性の高い金融資産による運用に限定しております。資金調達については、必要の都度、市場環境を見ながら社債・銀行借入等による調達を検討致します。デリバティブについては、貸付金の金利変動リスクを回避するために利用しており投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。関係会社預け金は、親会社であるパナソニック(株)に対する金銭消費寄託契約に基づく預け金で短期資金運用として行っているものであり、パナソニック(株)の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、保証金として供託している満期保有目的の国債並びに業務上の関係で保有しているその他有価証券の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価額の変動リスクに晒されております。長期貸付金は、主に連結子会社であるSPC（特別目的会社）が行っている介護施設の建築主に対する貸付（最長14年）及び従業員の持家購入支援のための貸付（最長24年）であり貸付先の信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。このうち一部の金利変動リスクについてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。営業債務である支払手形・工事未払金等は、1年以内の支払期日です。長期借入金金は、上述のSPCの貸付金原資となる借入金であり、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業場の管理部門が定期的にモニタリングし残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（株価及び金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各事業場からの報告に基づき財務主管部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。また、連結子会社に対しては、キャッシュマネジメントシステム等により機動的に資金を供給できる体制をとっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注) 2.を参照ください。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	14,948	14,948	－
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	3,969	3,969	－
(3) 関係会社預け金	66,000	66,000	－
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の有価証券※1	1,566	1,593	27
その他有価証券	946	946	－
(5) 長期貸付金	2,577		
貸倒引当金※2	△61		
差引	2,516	2,529	12
資産計	89,947	89,987	39
(1) 支払手形・工事未払金等	36,696	36,696	－
(2) 長期借入金	1,074	1,074	－
負債計	37,770	37,770	－
デリバティブ取引	－	－	－

※1.連結貸借対照表計上額1,566百万円については投資その他の資産「その他」に計上しております。

※2.長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 関係会社預け金

関係会社預け金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- ① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	(1) 国債・地方債等	1,566	1,593	27
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,566	1,593	27
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,566	1,593	27

- ② その他有価証券における種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりです。なお、当連結会計年度中に売却したその他有価証券はありません。

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	221	944	723
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	221	944	723
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	2	2	△0
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2	2	△0
合計		224	946	722

(5) 長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類ごとに分類し、その将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金は、すべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期貸付金	1,893	1,778	※	

※金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期貸付金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,365

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	14,948	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	3,969	—	—	—
関係会社預け金	66,000	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の有価証券	275	1,000	324	—
長期貸付金※	148	625	856	887
合計	85,341	1,625	1,180	887

※長期貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない61百万円は含めておりません。

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	118	122	126	130

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

758円03銭

1株当たり当期純利益

43円64銭

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価の方法
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価の方法
 - 未成工事支出金、分譲用建物、分譲用土地……………個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
 - 製品、仕掛品、原材料、貯蔵品……………総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産除く）……………定額法
 - (2) 無形固定資産（リース資産除く）……………定額法
 - (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
4. 重要な引当金の計上の方法
 - (1) 貸倒引当金
 - 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

引渡後の建築物及び住宅システム部材の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、保証責任が伴う完成工事高、不動産事業売上高の建物部分及び住宅システム部材売上高に過去の実績率を乗じた額と特定の物件について補償費用の個別見積額を計上しております。

(4) 売上割戻引当金

期末日までの住宅システム部材売上高に対応する売上割戻金の翌事業年度の支出に備えるため、対象期間の住宅システム部材売上高に対して売上割戻し実績率を乗じた額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年～19年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5. 収益及び費用の計上の方法

完成工事高及び完成工事原価

工期のごく短いもの等については工事完成基準を適用し、その他の工事で当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	50,791百万円
2. パナホーム購入者のための 住宅ローン及びつなぎローンの保証債務	11,143百万円
3. 関係会社に対する	
短期金銭債権	68,167百万円
長期金銭債権	1,561百万円
短期金銭債務	5,688百万円
長期金銭債務	126百万円

4. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年法律第24号）に基づき、平成12年3月31日に事業用土地の再評価を行いました。再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は、再評価額の帳簿価額の合計額に比べて5,454百万円下回っております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売	上	高	29,824百万円
	仕	入	高	15,152百万円
	販売費及び一般管理費			1,960百万円
	営業取引以外の取引高			249百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	508	21	2	528

(注) 1.普通株式の自己株式の株式数の増加21千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2.普通株式の自己株式の株式数の減少2千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
たな卸資産評価損否認額	860
完成工事補償引当金	586
賞与引当金	963
未払事業税否認額	265
減価償却費限度超過額	995
貸倒引当金損金算入限度超過額	93
その他	1,356
繰延税金資産小計	5,120
評価性引当額	△970
繰延税金資産合計	4,150
繰延税金負債	
前払年金費用	△1,137
その他有価証券評価差額金	△244
その他	△53
繰延税金負債合計	△1,435
繰延税金資産(負債)の純額	2,714

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として展示場であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

未経過リース料

(単位：百万円)

1 年 内	175
1 年 超	1,527
合 計	1,702

3. オペレーティング・リース取引（貸主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

未経過リース料

(単位：百万円)

1 年 内	26
1 年 超	239
合 計	266

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	11	10	0
合計	11	10	0

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

1年内	0
1年超	—
合計	0

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

支払リース料	2
減価償却費相当額	2

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	パナソニック(株)	大阪府門真市	258,740	電気・電子 機器等の製 造及び販売	(被所有) 直接 54.5	—	製品及び 原材料等 の購入 グループ ファイナ ンスによ る資金の 寄託 利息の受 取	6,564 44,128 114	買掛金 関係会 社預け 金 その他 の流動 資産	2,475 66,000 —	

(注) 当社は、消費税等に係る会計処理方法につき税抜方式を採用しているため、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めた額を記載しております。

【取引条件及び取引条件の決定方針等】

- (1) グループファイナンスによる資金の寄託に係る金利は、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。また、資金の寄託は取引が反復的に行われているため、期中平均残高を記載しております。
- (2) 製品及び原材料等の購入価格は、市場価格を勘案した一般取引と同様の条件によっております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社 及び 関連会社	(株)パナホーム北関東 ほか5社 (関東地方)	-	20~80	建設業	(所有) 直接 35.0~ 100.0	兼任20名 (うち従業員20名) 出向10名	パナホームの 施工・ 販売	製品の 販売、 工事の 請負他	11,199	売掛金	346
同上	(株)パナホーム静岡 ほか4社 (中部地方)	-	40~60	同上	(所有) 直接 48.0~ 97.6	兼任16名 (うち従業員16名) 出向3名	同上	製品の 販売他	7,632	売掛金	367
同上	京都パナホーム(株) ほか4社 (近畿地方)	-	30~99	同上	(所有) 直接 45.0~ 100.0	兼任16名 (うち従業員16名) 出向4名	同上	製品の 販売、 工事の 請負他	7,139	売掛金	382
同上	(株)パナホーム北九州 ほか3社 (九州地方)	-	20~80	同上	(所有) 直接 35.0~ 100.0	兼任10名 (うち従業員10名) 出向4名	同上	製品の 販売他	3,744	売掛金	205

- (注) 1. パナホーム協業会社は全国に多数存在するので、全てを合計して重要性を判断し、地域毎に分けて表示しております。なお、取引金額及び期末残高の金額はそれぞれ地域別の合計額で計上しております。
2. 当社は、消費税等に係る会計処理方法につき税抜方式を採用しているため、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めた額を記載しております。
3. 出向者は当社の従業員であります。

【取引条件及び取引条件の決定方針等】

- (1) パナホーム協業会社に対する製品の販売について、価格その他の取引条件はパナホーム代理店と同様の条件によっております。
- (2) 工事の請負について、価格その他の取引条件は一般の顧客等と同様の条件によっております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その 近親者	山田富治 及び その近親者	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 0.0	住宅建築の 請負	住宅の 新築	51	-	-
役員 の 近親者	中村裕弘の 近親者	-	-	-	-	不動産の 販売	マンションの 販売	51	-	-

(注) 当社は、消費税等に係る会計処理方法につき税抜方式を採用しているため、取引金額には消費税等を含めておりません。

【取引条件及び取引条件の決定方針等】

住宅建築の請負及び不動産の販売について、価格その他の取引条件は一般の顧客等と同様の条件によっております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	690円98銭
1 株当たり当期純利益	36円49銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成25年4月25日開催の取締役会において、平成25年10月1日を期して、当社のリフォーム事業を会社分割(簡易吸収分割)により、当社の100%子会社であるパナホームリフォーム株式会社(平成25年4月1日設立)に承継する方針を決議しました。

1. 会社分割の目的

当社は従来から地球環境に配慮し、住宅をより長期にわたり快適にお住まいいただくよう安全安心で健康快適、そして省エネルギーな暮らしを実現するリフォーム事業を、新築請負事業と一体となって展開してまいりました。

しかしながら、少子高齢化の進展や家族形態の変化に伴い生活者の住まいに対する要望が多様化するなか、リフォーム事業のさらなる発展には、営業体制や施工体制、収益構造が異なる新築請負事業とは分離独立し、責任体制の明確化・意思決定のスピードアップ、さらには人材育成が急務となってまいりました。

そこでこの度、全国の主要な地域における当社のリフォーム事業を、会社分割によって、当社の100%子会社であるパナホームリフォーム株式会社に事業承継する方針を決議いたしました。

2. 会社分割の方式

(1) 分割方式

当社を分割会社とし、パナホームリフォーム株式会社を承継会社とする分社型簡易吸収分割を行う予定です。

(2) 当分割方式を採用する理由

リフォーム事業はパナホームグループの主要な事業の一つと位置付けており、会社分割後も引き続き経営権を維持できる分社型分割方式を採用します。また、リフォーム事業には建設業許可が必要なため、現在、その取得申請を行っているパナホームリフォーム株式会社を承継会社とする吸収分割方式を採用します。

3. 会社分割に係る割当の内容

パナホームリフォーム株式会社は当社の100%子会社であり、吸収分割に際しての対価の交付はありません。

4. 分割する事業部門の内容

(1) 分割事業部門の内容

当社のリフォーム事業部門が管轄する主要地域の営業拠点(東京・愛知・大阪 他)

(2) 分割事業部門の平成25年3月期における売上高

区 分	分割する事業(a)	個別実績(b)	比率(a/b)
売 上 高	25,300百万円	243,223百万円	10.4%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額(平成25年3月31日現在)

流 動 資 産	987百万円
固 定 資 産	-百万円
資 産 合 計	987百万円
負 債	3,211百万円